

関係各位

中間前払金制度及び債権譲渡の手続方法について

従来の前払金に加え「中間前払金制度」の導入と地域建設業経営強化融資制度等（国の融資制度）を利用する場合の、工事請負代金の債権譲渡の承諾について実施します。

中間前払金制度について

1 制度の概要

・中間前払金制度は、既に前払金（請負金額の 40%以内）を支払った建設工事で、一定の要件を満たしている場合に、請負金額の 20%を前払金として追加して支払うもので、部分払に比べ手続が簡単なため、支払までの期間が短くなります。

2 対象工事

・既に前払金の支払を受けている建設工事に適用します。
ただし、部分払いを行うこととしている建設工事を除きます。

3 適用要件

次の要件をすべて満たしている必要があります。

工期の 2 分の 1 を経過していること。
工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべき工事が終了していること。
工事の進捗率が、請負金額の 2 分の 1（出来高が 50%）以上の額に相当していること。
前払金と同様に、前払保証事業会社の保証（中間前払金保証）が必要です。

4 中間前払金の割合

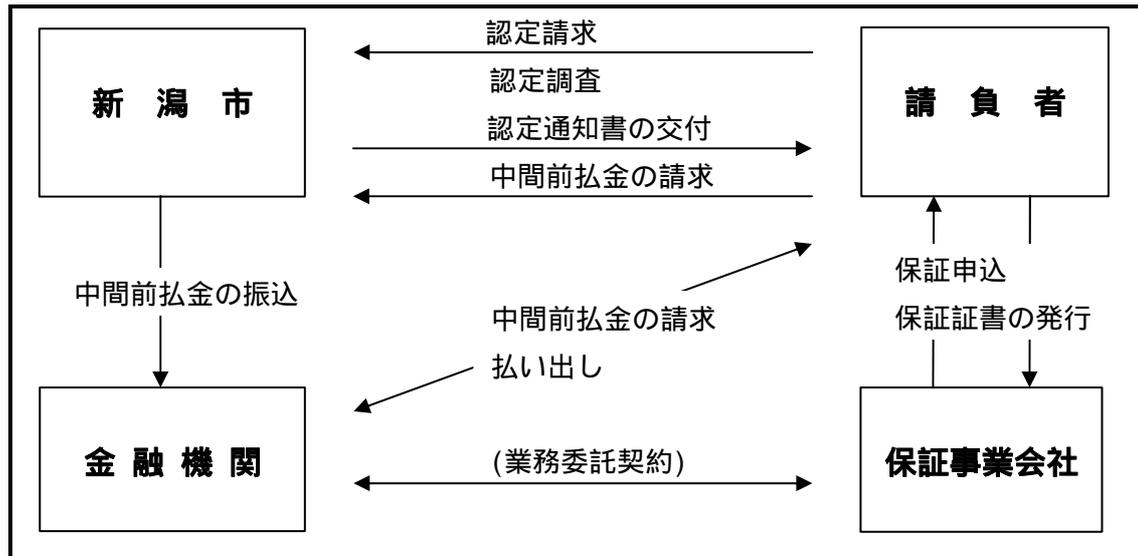
・中間前払金の割合は請負金額の 20%以内で、既に支払を受けている前払金との合計額が請負金額の 60%を超えないこととします。

5 適用時期など

平成 20 年 12 月 25 日から実施しますが、

現在、施工中の建設工事で、上記、「2 対象工事」、「3 適用要件」に該当する場合は、中間前払金を請求することができます。

6 中間前払金手続きの流れ



認定請求

請負者は、中間前払金を請求する場合は、工事担当課に「中間前払金認定請求書（様式1号）」を提出してください。

・添付資料

「工事履行報告書（様式第2号）」、「工程表」、「工事写真(着手前、現況)」

認定調査、認定通知書の交付

工事担当課は、中間前払金の要件を満たしているか認定調査（添付資料等による簡単な調査）を行い、概ね7日以内に「中間前払金認定通知書（様式第3号）」を交付します。

保証申込、保証証書の発行

請負者は、「中間前払金認定通知書（様式第3号）」により、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結し、保証証書の発行を依頼してください。

中間前払金の請求

請負者は、新潟市指定請求書（工事用）に、保証事業会社が発行した保証証書（原本）を添付し、工事担当課（または予算執行課）に提出します。

中間前払金の振込

従来の前払金と同様に、請負者の指定する金融機関に中間前払金の振込みを行います。

「中間前払金認定請求書」等の様式については、別添「中間前払金取扱要領」をご覧ください。

債権譲渡（国の融資制度利用）の承諾について

1 債権譲渡の承諾

・「地域建設業経営強化融資制度（平成23年3月末まで）」等は，工事請負代金債権を譲渡担保に融資を受けられる国の融資制度ですが，制度を利用する場合に限って，市発注の工事請負代金の債権譲渡を承諾します。

2 国の融資制度の概要

制度名	地域建設業経営強化融資制度
1 対象工事	既に前払金の支払を受けている工事
2 対象者	市工事を受注，施工している中小・中堅元請建設企業
3 債権譲渡の承諾時期	対象工事の出来高が，請負金額の2分の1以上に到達した時点
4 融資元（債権譲渡先） 県内の場合	(株)建設経営サービス (出来高を超える融資を受ける場合は，東日本建設業保証(株)が債務保証を行います。)
5 融資額等	融資元（債権譲渡先）にご相談ください。
6 相談窓口	融資の相談 東日本建設業保証(株)新潟支店 025-285-7151 (株)建設経営サービス (東日本建設業保証(株)の100%子会社) 03-3545-8534 制度の問い合わせ 北陸地方整備局 建政部計画・建設産業課 025-370-6571

3 債権譲渡の承諾開始時期

平成20年12月25日から実施します。

なお，「市は債権譲渡の承諾のみ」となりますので，融資制度を利用する場合は，上記「6 相談窓口」へ事前相談をお願いします。

4 債権譲渡承諾の手続等

別添「建設工事の債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領」をご覧ください。